

坂井市地域ぐるみ高齢者等住宅屋根雪下ろし助成事業の概要

健康福祉部高齢福祉課

【事業内容】

高齢者等の生活支援として、冬の暮らしの安全を確保することを目的に、
下記の対象者の住宅の屋根雪下ろし作業を実施した際に、除雪に係る経費
(1回あたり8,000円を限度)を助成します。

【対象世帯】

世帯の全員がA～Eのいずれかに該当していること

A:65歳以上の高齢者

B:障がい者

(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)

C:義務教育修了前(中学生以下)の者

D:配偶者のない女子で、現に義務教育修了前の者を扶養している者

E:寡婦

【対象者】

上記対象世帯かつ、①～④のすべてに該当する方

①坂井市内に居住

②自力で住宅の屋根雪下ろしが困難

③住民税非課税世帯

④坂井市および隣接市町に2親等以内の親族(高齢者や障がい者の場合を除く)がいない

福井市・あわら市・永平寺町・勝山市・石川県加賀市

【助成対象経費および助成額】

住宅の屋根雪下ろしに要した経費 8,000円以内／1回あたり

区等で出動される場合は、@2,000円×4時間(作業人員一人あたり)を目安としてください。

【助成先】

区で雪下ろしを実施した場合・・・区長が申請者・振込先となります。

業者に依頼した場合・・・・・・・対象者が申請者・振込先となります。

【その他】

・業者等に依頼する場合、作業前に見積もりをもらい納得したうえで依頼してください。

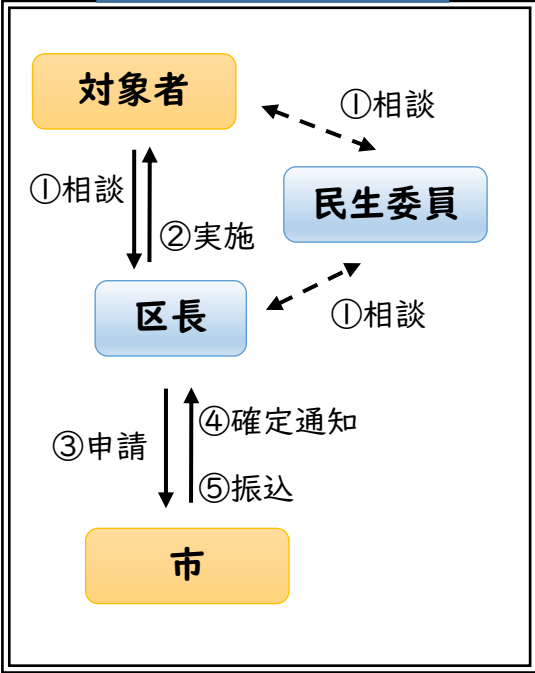
・高齢者等から市役所に相談があった場合、まずは区に相談してほしいことを伝えます。

この事業は「屋根の雪下ろし」を対象としていますので、**玄関前・車庫・小屋などは対象になりません**。業者やシルバー人材センター等へ相談するか、地域の方やボランティアに協力をお願いしてください。このほか、借家・アパートも対象外です。

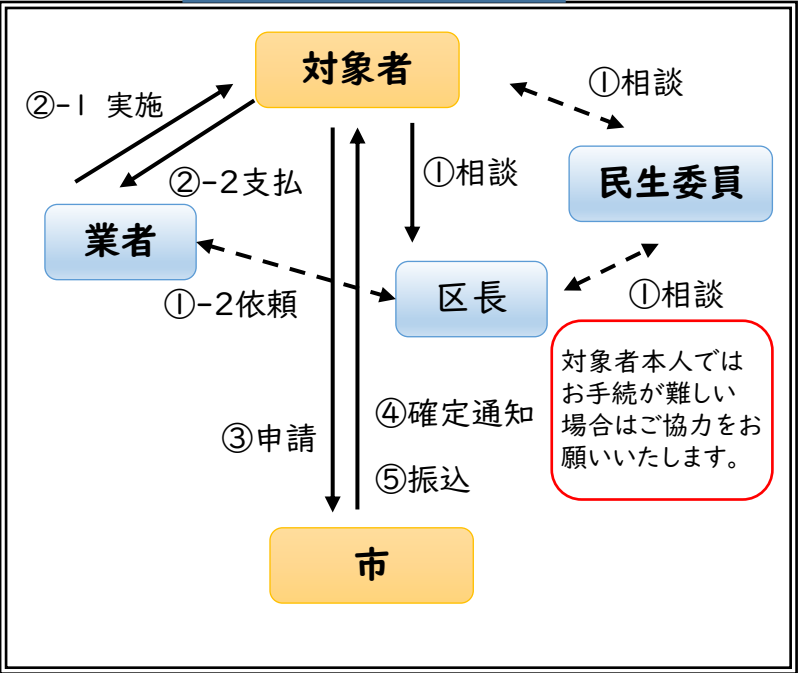
【手続きの流れ】

① 相談	雪下ろしが必要になった高齢者等や民生委員から、区に相談があります。 対象者の要件に該当するか確認してください。	
② 実施	作業人員を確保し雪下ろし作業を行ってください。 ※作業開始前に、屋根上の雪の状態を撮影してください。・・・A 区内で作業人員が確保できない場合は、業者等に作業を依頼してください。 ※業者を利用する場合、対象者は代金を業者に支払い、 後日市から助成金を受け取ることになります。 (8,000円を超えた場合、自己負担が発生します。) ※雪下ろし後の屋根上の状態を撮影してください。・・・B AとBは同じ場所、同じ角度から日付入りで撮影してください。(申請に必要です)	
③ 申請	高齢福祉課へ、以下のものを提出してください。	
	【区で実施した場合】 「申請者」は区長です。 ・交付申請書兼請求書(様式第1号) ・実施報告書(別紙1) ・雪下ろし作業前後の写真(日付入) ・委任状(別紙2) ・区名義の通帳の 見開き1ページ目のコピー	【業者に依頼した場合】 「申請者」は対象者です。 ・交付申請書兼請求書(様式第1号) ・実施報告書(別紙1) ・雪下ろし作業前後の写真(日付入) ・領収書 ・対象者名義の通帳の 見開き1ページ目のコピー
④ 決定	交付確定通知(または却下通知)を市から申請者に送付します。	
⑤ 振込	③に基づき、指定の口座に助成金を振り込みます。	

区で実施の場合



業者に依頼する場合



【問合先】

坂井市役所高齢福祉課 TEL 50-3040
FAX 68-0324